

有するスクールソーシャルワーカーを活用し、犯罪被害を受けた児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、立ち直りを支援する活動を推進している。

さらに、子どもの心のケアの充実を図るため、基本的理解や対応方法、学校における体制づくりに関した養護教諭及び一般の教職員を対象とした指導参考資料を作成するとともに、養護教諭、スクールカウンセラー等を対象としたシンポジウムを開催している。

6 いじめ被害、自殺対策

(1) いじめ被害対策

ア 学校における被害相談（文部科学省）

いじめ等の問題行動に対しては、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子ども一人一人に対するきめ細かな支援を行うことが必要である。文部科学省では、平成22年11月9日に通知を発出し、各都道府県・指定都市教育委員会や学校に対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援等について改めて総点検を実施するよう、取組の徹底を求めるとともに、各種会議においてこの通知の趣旨の徹底を図っている。平成19年2月から、子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一の電話番号(0570-0-78310(なやみ言おう))を設定し、都道府県・政令指定都市教育委員会で24時間いじめ相談ダイヤルを実施している。また、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、いじめ等の問題行動が生じた際に外部の専門家の協力を得た効果的な取組の在り方や、いじめの未然防止・早期発見等に関する学校の取組等について自治体が行っている調査研究を支援し、成果の普及を図ってい

る。さらに、平成20年11月に学校・教員向けの「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集を作成し、各学校・教育委員会に配布するとともに、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについての調査研究を行っている。

イ 関係機関と連携した取組（警察庁、法務省）

警察では、いじめの被害を受けた少年等に対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害少年の性格、環境、被害の原因、ダメージ程度、保護者の監護能力等に応じて、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員によるカウンセリングの継続的な実施等、きめ細かな支援を行っている。

また、電話、ファックス、電子メール等を活用し、いじめの被害を受けた少年等が相談しやすい環境の整備を進めるとともに、少年相談窓口の夜間、休日における対応の強化に努めているほか、都道府県教育委員会における教育相談窓口との連携協力を行っている。

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局及びその支局で開設している常設相談所や、市町村役場やデパート、公民館等において臨時に開設する特設相談所において人権相談に応じている。また、法務省のホームページ^{※26}上に「インターネット人権相談受付窓口」(SOS-e メール)を開設して、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談できる窓口を設置しているほか、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」(便せん兼封筒)を配布するなどして、いじめを始めとする子どもの人権問題について相談に応じている。

さらに、法務局・地方法務局では、専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダ

※26 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

イタル)を開設し、子どもが相談しやすい体制の整備に努めている。平成22年における「子どもの人権110番」の利用件数は、2万7710件であり、このうち、いじめに関する相談は、3447件となっている。

法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じていじめ事案の情報を得た場合には、人権侵犯事件として調査し、教職員や学校等と連携していじめ行為の中止や再発防止を図るなど、いじめを受けた子どもの救済に努めている。また、教職員や学校等のいじめに対する対応が不十分であったと認められたときは、教職員や学校等に対して人権啓発を行うなど、適切な対応に努めている。

さらに、人権擁護委員及び法務局・地方法務局の職員が、地域の学校を訪問するなどして、いじめをなくすための様々な啓発活動も行っている。

(2) 自殺対策(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

政府では、「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」により、関係府省庁で連携して、自殺対策を総合的に推進している。しかしながら、我が国における年間の自殺者数が、平成10年から12年連続して3万人を超える厳しい状況にあることを踏まえ、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日決定)を策定し、自殺対策を緊急的に強化した。

同プランにおいては、子どもを対象とする相談体制の強化や、子どもの自殺への対応等について盛り込まれたほか、3月が「自殺対策強化月間」と定められた。

さらに、平成22年の年間の自殺者数を可能な限り減少させるため、平成22年9月7日、自殺総合対策会議の下に自殺対策タスクフォースを設置し、集中的に自殺対策の取組を実施した。

当初、タスクフォースは、平成23年3月31日までの時限設置とされていたが、平成23年

3月1日の自殺対策総合会議において、設置期限を1年間延長し、平成24年3月31日までとすることが決定され、引き続き平成23年の自殺者数を可能な限り減少させるよう取り組むこととなった。

また、日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっている深刻な状況にかんがみ、厚生労働省では、自殺予防週間・自殺対策強化月間や、自殺・うつ病等対策強化月間での啓発事業、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するとともに、平成22年1月に「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」を設置し、自殺の実態の把握や、より実効性の高い自殺対策について検討を行い、平成22年5月に、悩みがある人を支援につなぐゲートキーパー機能の充実等厚生労働分野において今後重点的に講ずべき対策を取りまとめたところである。続いて、平成22年7月より、自殺・うつ病等対策プロジェクトチームにおいて、向精神薬の処方の方等について検討を進め、平成22年9月に薬剤師の活用やガイドラインの作成等過量服薬の課題の解決に向けて実施する取組をとりまとめた。

文部科学省では、児童生徒の自殺予防については、平成18年8月、「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を立ち上げ、同検討会は平成19年3月に「子どもの自殺予防のための取組に向けて(第1次報告)」を取りまとめた。同報告を受けて、専門家や学校現場の関係者による「児童生徒の自殺予防に関する調査研究」を実施している。平成21年3月には、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルを作成するとともに、平成22年3月には、教育委員会・学校向けに「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成した。平成22年度においては、児童生徒の自殺の背景調査の指針等についての報告を取りまとめた。

平成22年3月には生徒指導に関する学校・教員向けの基本書として「生徒指導提要」を

作成し、各教育委員会及び学校に配布した。
本書では、いじめ、自殺等個別の課題ごとの対応の基本的な考え方について解説している。

また、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など教育相談体制の整備を支援しており、平成22年度においては、小学校へのスクールカウンセラーの配置の拡充等、一層の充実を図った。

7 被害防止のための教育

(1) 安全教育

ア 防犯（警察庁、文部科学省）

近年、子どもが被害者となる犯罪が後を絶たず、子どもを取り巻く環境は、依然厳しい状況にある（第2-3-3表、第2-3-5図）。

そのため、警察では、子どもが被害に遭った事案や子どもに対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまとい等の発生に関する情報については、迅速に保護者等に対し情報提供が行われるよう、警察署と学校及び教育委員会との間で情報共有体制を整備している。また、これらの情報を都道府県警察のウェブサイトで公開しているほか、電子メール等を活用した情報提供システムによる情報発信を行うなど、地域住民に対する積極的な情報提供を実施している。

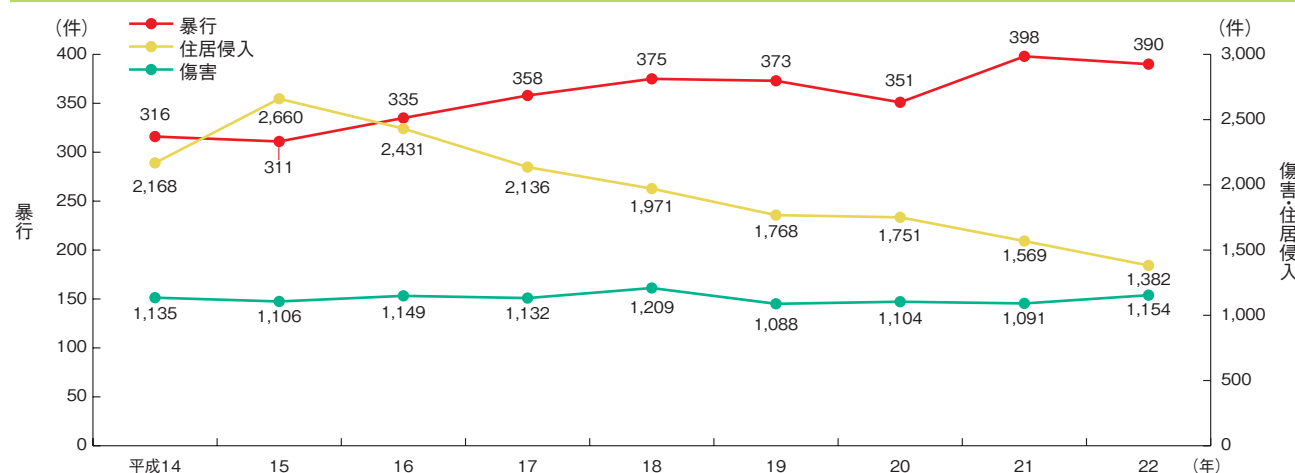
さらに、警察では、学校や教育委員会と連携して、子どもが犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、幼稚園や保育所、小学校等において、学年や理解度に応じて、紙芝居、演劇、ロールプレイ方式等により、子どもが参加、体験できる防犯教室を開催し

第2-3-3表 少年の主な犯罪被害（平成22年）

	暴行		傷害		恐喝		強姦		強制わいせつ		略取誘拐	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
少年被害者計(人)	5,037	2,440	5,262	1,242	2,248	185	547	547	3,760	3,620	148	114
うち 未就学	73	24	124	47	0	0	0	0	98	82	35	19
うち 小学生	506	231	255	66	106	12	36	36	891	823	53	41
うち 中学生	1,131	446	1,674	340	806	59	99	99	539	510	27	23
うち その他	3,327	1,739	3,209	789	1,336	114	412	412	2,232	2,205	33	31

資料：警察庁調べ

第2-3-5図 学校等における主な犯罪認知件数



資料：警察庁調べ